

(手数料)
第八十二条 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

2 [略]	納付しなければならない者	金 額
	一 [略]	
	二 第二十一条の二第三項の規定による先の調査の結果の写しの送付を請求する者	一件につき千七百円
三 [略]		

(手数料)
第八十二条 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

2 [略]	納付しなければならない者	金 額
	一 [略]	
	二 第二十一条の二第三項の規定による先の調査の結果の写し等の送付を請求する者	一件につき千七百円
三 [略]		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十一条の二及び第八十二条第一項の表第二号の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に
 する国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
(物件の提出)	第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の輸入の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。 一 十九 [略]	(物件の提出) 第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の輸入の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。 一 十九 [略]
二十 国際出願法施行規則第二十一条の二第四項の規定により提出すべき先の調査の結果の写し等の送付を請求する旨を記載した書面		二十 国際出願法施行規則第二十一条の二第四項の規定により提出すべき先の調査の結果の写し等の送付を請求する旨を記載した書面
二十一 国際出願法施行規則第二十八条の三第三項の規定により提出すべき回復理由書又は同条第四項の規定により提出すべき回復理由があることを証明する書面(同条第二項の規定により願書において優先権の回復の請求をする場合に限る。)		二十一 国際出願法施行規則第二十八条の三第三項の規定により提出すべき回復理由書又は同条第四項の規定により提出すべき回復理由があることを証明する書面(同条第二項の規定により願書において優先権の回復をする場合に限る。)
2 5 4 [略]		2 5 4 [略]
備考 表中の「」の記載は注記である。		